

2024-3 税務・労務・法務情報

BIR - RMC

2024-36 最低法人課税2023年度適用ガイドライン

Minimum Corporate Income Tax : MCIT (最低法人課税) と称される特別な課税制度があります。最終損益が赤字の場合でも粗利益に対して2%課税するというものです。CREATE法施行により、2023年6月までの間は1%への減額措置が講じられています。本規則は2023年度確定申告に向けた会計年度毎の適用税率を定めるものです。

原則：課税年度の粗利益額を12で除し、その課税年度の平均月額を算出し、2023年6月までの期間に1%を適用し、2023年7月以降の期間について2%を適用します。

簡便法：以下の簡易税率を適用可能

会計年度	適用税率	会計年度	適用税率
2023年7月期末：	1.08%	2024年1月期末：	1.58%
8月期末：	1.17%	2月期末：	1.67%
9月期末：	1.25%	3月期末：	1.75%
10月期末：	1.33%	4月期末：	1.83%
11月期末：	1.42%	5月期末：	1.92%
12月期末：	1.50%	6月期末：	2.00%

DOLE - Labour Advisory

2024-003 年次賃金報告書の提出について

労働法第124条の定めにより、全ての雇用者は従業員（一般職のみ、管理職は除く）の賃金について年次報告書の提出が求められています。本通達は、この年次報告の2023年度分についてのガイドラインです。

1. 以下のDOLEホームページからのオンライン報告となります。

<https://annualwagereport.nwpc.dole.gov.ph/aerw/>

2. 上記サイトは3月15日～6月15日の間、開設されています。その期間に提出して下さい。（当初の規則では、1月末日までの報告とされていましたが、その後毎年報告期間を変更しているようです）

3. 報告する賃金は、2023年12月末時点の賃金となります。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)